

第二百一十一回国

参议院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会会議録第十六号

令和五年六月九日(金曜日)

午後一時三十四分開会

委員の異動

六月九日

辞任

芳賀 道也君

補欠選任

磯崎 哲史君

出席者は左のとおり。

委員長 鶴保 庸介君  
理事 三宅 伸吾君  
山田 太郎君  
杉尾 秀哉君  
平木 大作君

委員

浅尾慶一郎君  
越智 俊之君  
友納 理緒君  
長谷川英晴君  
船橋 利実君  
山本 啓介君  
山本 佐知子君  
小沼 巧君  
岸 真紀子君  
上田 勇君  
猪瀬 直樹君  
柳ヶ瀬裕文君  
磯崎 哲史君  
伊藤 岳君  
山下 芳生君  
河野 太郎君  
副大臣 (デジタル大臣) 藤本 武士君

大臣政務官

デジタル大臣政務官

厚生労働大臣政務官

最高裁判所長官代理人

最高裁判所事務総局長

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

警察庁長官官房審議官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

デジタル庁統括官

大串 正樹君  
太田 房江君

尾崎 正直君

哇元 将吾君

門田 友昌君

宮崎 一徳君

佐藤 研資君

吉川 徹志君

小林 豊君

富安泰一郎君

楠 正憲君

村上 敬亮君

二宮 清治君

三橋 一彦君

足達 雅英君

鈴木 清君

松井 信憲君

永田 寛幸君

日原 知己君

藤本 武士君

経済産業省大臣官房審議官 門松 貴君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鶴保庸介君) ただいまから地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、内閣官房内閣審議官吉川徹志君外十三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴保庸介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鶴保庸介君) デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○三宅伸吾君 自由民主党の三宅伸吾です。質問の機会をいただき、委員長始め各位に御礼を申し上げます。

本日は、本法案と司法分野との関係、デジタル

庁と最高裁との関係及び最高裁が進める民事手続のデジタル化について質疑をいたします。

まず、デジタル庁にお聞きをいたします。

本法案による改正後の基本法第三十六条には、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から記載がございます。本改正法案の国民の利便性の向上には司法手続も対象になるのかどうか、お知らせください。

○政府参考人(村上敬亮君) お答え申し上げます。

本法律がデジタル技術の効果的な活用を妨げられないようにするための必要な措置を求めています対象は、国、地方公共団体及び事業者の業務の処理としておりまして、法律上は、これ国という言葉と行政という言葉を使い分けてございます。よりまして、今回、国民の利便性向上の観点から、司法府の業務の処理について規制によりデジタル技術の効果的な活用が妨げられないようにすることは本改正後の法案に含まれているものでございまして、裁判関係の手続のデジタル化は対象から排除するものではないというふうに解してございまして。

○三宅伸吾君 次に、デジタル庁にお聞きをいたしますけれども、デジタル庁の方からは司法との関係について次のような説明を私受けております。規制改革実施計画を踏まえ、最高裁判所のシステム設計、アーキテクチャーが国民目線で利用しやすいものとなっているかといった観点で、デジタル原則に関する知見、民間人材の技術的知見等を活用して、引き続き必要な助言、協力を行っていくという説明を受けております。

この助言、協力を行っていく対象は最高裁ということでございますけれども、この流れでお聞きをいたしますけれども、デジタル庁が所管をいたしますマイナンバーカード関連システムと裁判手

統との連携の現状、そして将来の様々な連携構想についてお知らせください。

○大臣政務官(尾崎正直君) お答えをいたします。

裁判所が所管するシステムは、司法府における自律的な判断の下で、最高裁判所にて整備、運用されているものと承知をいたしております。現状、デジタル庁が所管するマイナポータルなどマイナンバーカードに関連するシステムと裁判手続自体を扱う裁判所のシステムが連携している例はないものと承知をいたしております。

なお、裁判所が所管する督促手続オンラインシステムでは、J-LEISのシステムと連携をしまして、マイナンバーカードの電子証明書機能を使って本人確認を行っている事例はありと承知いたしております。

将来のシステム間の連携構想につきましては、まずは最高裁判所にて検討される事項ではありませんけれども、デジタル庁としては、裁判手続のデジタル化は推進すべき重要な課題と考えておりまして、現に委員御指摘の助言、協力も行ってきているところでもあります。

したがって、最高裁判所からシステムに関する連携の要望がございますれば、連携の可否等について協議の上、可能な限りその推進に協力していくこととなるものと承知をいたしております。

○三宅伸吾君 三権分立というのはございますけれども、三権分立のその原則というのか、精神に反しない範囲で、国民の利便性向上のために、デジタル技術等について、行政府とそして司法府がしっかりと意思疎通をし、協力できるところは協力するというところは極めて大事だろうと思っております。

次に、司法手続のデジタル化について少しお聞きしたいと思いますが、その前にちよっと法務省にお聞きしたいんですが、民事裁判の訴訟代理人となった弁護士などは訴訟提起などをインターネットを通じて行わなければならない

というふうになっていると思えますけれども、紙の訴状提出は訴訟代理人の弁護士には認めないということだと思えますけれども、弁護士業界にちよっとデジタルは嫌だよというような反発はなかったんでしょうか。

○政府参考人(松井信憲君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、令和四年の民事訴訟法の改正法により、弁護士等の委任を受けた訴訟代理人については、訴えの提起等の申立ては、書面の提出ではなくインターネットを利用してしなければならないとされております。

この民事訴訟法の改正法案の立案は法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会における調査審議の結果を踏まえたのですが、その審議の過程では、パブリックコメント手続等を通じて日本弁護士連合会や各弁護士会からも、弁護士等にインターネットの利用を法律上義務付ける考え方について、賛成する意見や、これに慎重な意見など、様々な意見がございました。

もともと、最終的に、同部会においては、日本弁護士連合会推薦の弁護士委員等の賛成も得た上で、弁護士等の委任を受けた訴訟代理人について、申立て等につきインターネットを利用してしなければならないとする内容の要綱案を取りまとめられたものと承知をしております。

また、この民事訴訟法の改正法が成立した際に、日本弁護士連合会の会長から、当該連合会は、弁護士について訴状等のオンライン提出が義務化されたことに伴い、会員に対する研修等を実施して速やかに改正法が定着するように努め、運用の検証、改善策の提言を通じて、市民にとって利用しやすい民事訴訟手続のIT化発展に寄与する所存であるとの声明、これが出されているものと承知をしております。

○三宅伸吾君 サービス業としての法務を提供する弁護士会において、そのような会としての判断をされたことは極めて私は妥当だと思っております。

最後に、ちよっと三点、細かいというか、民事裁判手続のデジタル化について、私に関心があることにつきまして三点だけ確認をしたいと思っております。

まず、一個ずつ行きますけれども、まず最高裁判所にお聞きをいたします。

裁判等の依頼者が電子署名を使って訴訟の委任状を書いたと、書くというか作つたと、そういった場合、訴訟代理人の権限を証明するものとしてオンライン提出することを原則とこれからするんでしょうか。

○最高裁判所長官(代理者)(門田友昌君) お答えいたします。

昨年五月に成立しました民事訴訟法等の一部を改正する法律による改正後の民事訴訟法におきましては、民事訴訟に関する手続における申立て等についてはインターネットを利用して裁判所にすることができるようにとされたものと承知しております。

現在、訴訟代理人の権限の証明方法については最高裁判所規則である民事訴訟規則二十三条で書面で証明しなければならぬ旨が定められておりまして、紙の訴訟委任状を提出していただいているわけですが、先ほど申し上げました改正後の民事訴訟法の内容を踏まえまして、今後、当該規定の改正についても検討を進めてまいりたいと考えております。

○三宅伸吾君 せっかくデジタル化を進めても、その委任状ですね、委任状はやっぱり紙で持つてこいということになりますととても不便でありますので、是非とも、一気通貫できるように前向きな検討を是非ともお願いしたいと思います。

続いて法務省にお聞きをいたしますけれども、訴訟記録の閲覧、謄写についてであります。オンライン申請をまず可能にされるのかということ、もう一つ、記録の謄写に代えまして、記録をスキャナーにより読み取ってできた電磁的記録をダウンロード等により受領する方法も検討されますか。

○政府参考人(松井信憲君) お答え申し上げます。

改正民事訴訟法においては、一般的に、裁判所に対する申立て等をインターネットを利用して、利用してすることができ、訴訟記録の閲覧や謄写、複写等の申請もインターネットを利用してすることができま。

また、改正民事訴訟法においては、当事者から書面が提出された場合にも裁判所書記官においてそれを電子データ化して裁判所のサーバーに記録することとされており、この電子データについて、当事者や利害関係を疎明した第三者は、複写、すなわちダウンロードをすることができま。なお、これらの申請やダウンロードは、地方裁判所、簡易裁判所を問わず、全国の裁判所における民事訴訟に関する手続においてすることができま。

申請やダウンロードについては以上のとおりですが、その詳細については前提となるシステムを開発される最高裁において検討することが予定されておまして、最高裁判所においては施行に向けて鋭意検討を進められていると承知をしております。

○三宅伸吾君 最後に、もう一点、最高裁にお聞きをしたいと思えます。

訴訟当事者ですね、一方はオンライン、片方はオフラインがいいと、そういう方もいるかもしれない、特に本人訴訟なんかになりますとですね。

そこでお聞きしたいんですが、一方当事者が電磁的記録として提出した文書を印刷、照合、封入、封緘によって相手当事者に郵送する業務を裁判所の指揮によって実施する制度の創設を私はすべきだと思えますけれども、その点がどうか。もう一つは、それと逆のパターンでありますけれども、一方当事者が提出した紙の文書をスキャナーにより読み取ってできた電磁的記録を電子提出システムに取り込んで相手当事者に通知することで、書面でのやり取りをしない、直送と



言うらしいですけど、業界では。書面での直送をしない、されない制度を是非創設すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(門田友昌君) お答えいたします。

現在、直送その他の送付につきましては、民事訴訟規則四十七条で、書類の写しの交付又はファクシミリを利用しての送信によつてする旨が定められているところでございますけれども、改正後の民事訴訟法におきましてはオンラインによる送達が可能とされましたので、そうしたことも踏まえまして、今後、この送付について定めた当該規定の改正についても検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、訴訟手続のデジタル化の効用を最大化するためには、一方の当事者だけではなくて当事者の双方がシステムを利用していただくことが望ましいと考えられますので、最高裁判所としましては、現在、開発を進めておりますシステムについては、システムの利用が義務付けられている弁護士等の訴訟代理人だけではなく、一般の方にもできる限りシステムを利用していただけるように使いやすいシステムの開発に努めてまいりたいと考えております。

○三宅伸吾君 是非、司法分野においても、国民の利便性向上に向けて、デジタル技術を使えるところは十分に使つていただいて、世界最先端のデジタル技術をうまく活用した日本の裁判システムをつくつていただきたいと切に希望して、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○小沼巧君 立憲民主党の小沼巧です。法案の条文のみならず、それに、デジタル化ということに関連してということでお許しください、幾つか質問していきたいと思つています。

太田副大臣にお越しいただきました。ありがとうございます。副大臣と言うべきか、先輩と言うべきか、あれなところでありませうけれども、経産省所管事業について、幾つかというか、一つの論

点について聞いていきたいと思つますが、いわゆるアルコール事業法についてであります。

地元を回つている中で、鹿行地域というところでありませうけれども、バケガクという意味での化学工場がありまして、半導体の部素材であったりとか、エッチングの材料とか、あとは金属石けんとか、そういったことを使つているところがあるんでございませうけれども、事業においてアルコールの輸入を行つているところなんです。

それで、昨年、これ現場とかを見させていただいたところ、どうやら、アルコール事業法では輸入するに当たつて手続がありますね。その輸入手続について、どうにもこうにもオンライン化はできてなくて、デジタルで言われている割にはどうなつていようなんだろうということについて指摘があつたところです。

昨年の役所とのやり取りの中で聞いてみたところ、このアルコール事業法で定める輸入手続について、オンライン申請の準備に着手して、令和四年度中の実現を目指していたということをお聞きしておりますけれども、現状についてどうなつていようか、御答弁をお願いします。

○副大臣(太田房江君) お答え申し上げます。法令や慣行によりまして書面の提出等を求める行政手続につきましては、現在、規制改革実施計画に基づいて令和七年度末までに全てオンライン化するものとされております。

アルコール事業法に基づく許可申請等の手続について、先ほど輸入事業者さんのお話がございましたけれども、この輸入手続を含まして手続については今オンライン化を進めておるところでございませう、昨年度末からオンライン化に進めた取組が始まつているというふうに聞きました。

具体的には、現在、アプリケーションの開発を完了いたしましたして、手続ごとの手順を記したマニュアルの作成、そしてアプリケーションの動作確認に取り組んでいようということでございます。申請者の皆様の利便性向上を図るためにも、令和七年度末を待たずに、今年度中には、できるだけ

早くオンライン手続が稼働できるように取り組んでまいりたいと、こう考えております。

○小沼巧君 今年度中にはということとは令和五年度中ということだと思つますが、昨年聞いたら、令和四年度中、四年度中に実装できるというような、口頭でのやり取りでしたけれども、あつたわけなんです。

今何が起つていようかということ、申請の書類はワードなりエクセルなりというのはダウンロードできる、だけれども、添付書類は郵送で送れというふうな運用がなされてきたということが指摘であります。令和四年度中、つまりは今年の三月三十一日までには終わつていたはずなんですけれども、どうやら、今年度中、令和五年度中、だから令和六年の三月三十一日ということになりますか、までにとつていようかどうやら後ろ倒しになつていようかということに聞こえました。

遅延の原因と今後の実際の実装の見込みについてどのように理解すればいいのかわか、ここについて御答弁をお願いします。

○副大臣(太田房江君) アルコール事業法におきましては、四十九の手続がオンライン化の対象になつております。

当初は、アルコールの製造事業、輸入事業、使用事業ごとの許可や変更の申請などには共通する部分が多く、オンライン手続システムの開発期間はそのうち掛からないだろうと、こういふふうな想定をしておつたんですけれども、昨年度に完了する目標というのもそういうことで立てておつたわけでございますけれども、一方で、開発を進める中で、特に、個人事業主の多いところ、これはどうも使用事業に多いようございませうけれども、この部分を中心に、アプリケーションに慣れた方、あるいは、アルコールの使用用途や変更の内容について入力しやすくなるように、自由記述形式に、ちよつと不得手なので、それを少し変更してほしいという御希望などが出てまいりまして、できるだけこのところを選択式の入力方式にしようじゃないかということで、

今、当初の目標からはちよつと延びておりますけれども、懸命に頑張つておるところでございませう。

ユーザーにとつて使い勝手の良いアプリケーションとすべく、現在、手続ごとのマニュアルの作成や動作確認を実施中でございますので、今年度中に、できるだけ早くオンライン手続が稼働できるように引き続き取り組んでまいります。

○小沼巧君 予想と現実の問題のことを考えると、実際、現実の方が難しく、複雑で遅れていようかということにございませう。

せつかく副大臣に来ていただきましたので、問題意識、是非とも、共有していただいたのではないかなと思つたので、この件については、今年度中という三月三十一日を持たずに早急に実施いただくよう、是非省内でリーダーシップを発揮していただきたいということをお願い申し上げます。副大臣におかれましては、質問ごとの終わりますので、御退席いただければと思つています。委員長、お取り計らいをお願いいたします。

○委員長(鶴保庸介君) 副大臣、よければ退席をされて結構でございます。

○小沼巧君 ありがとうございます。

それでは、法案に絡めて、先日の同僚の岸議員の代表質問の観点も絡めながら、河野大臣ほかデジタル庁に伺つていきたいと思つています。デジタル化の推進に伴う公正な労働移動ということについてお伺いしていきたいと思つています。大臣は要すればこんな答弁をしていました。デジタル化の進展により生産性向上とか産業力向上をもたらせるものである云々かんぬんということについて、御指摘の雇用に関する懸念についてはどうですか、リスキリングの強化、デジタル化による新産業の創出だということですね。あとは、希望する労働者がスキルアップできるようにするための研修等の機会や就職支援が十分に設けられること